

小値賀町議会第四回臨時会は、平成十五年十一月二十六日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一  
二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加  
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅  
治  
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	住 民 課 長	農 林 課 長	水 産 商 工 課 長	建 設 課 長	税 務 課 長	診 療 所 事 務 長	空 港 管 理 事 務 所 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田 憲 道	三 浦 清 敏	神 川 充 也	巖 黒 三 也	大 黒 一 三	谷 良 功	中 谷 英 敏	筒 井 敏 章	中 村 敏 之	西 村 久 勝	吉 元 久 信	平 野 久 三	西 浩 三	福 田 等	松 永 一 誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会議務局長	松 升
議会議務局書記	永 水
	清 裕
	美 司

## 五、議事日程

小値賀町議会第四回臨時会

平成十五年十一月二十六日（水曜日）

午前十時十二分 開会

- 第一 会議録署名議員指名（浦 英明議員・末永一朗議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第六十号 専決処分事項の承認を定めることについて  
（長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少について）
- 第四 議案第六十一号 専決処分事項の承認を定めることについて  
（長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の増加と組合市町村数の増減に伴う規約の変更について）
- 第五 議案第六十二号 専決処分事項の承認を定めることについて  
（平成十五年小値賀町一般会計補正予算（第三号））

第六 議案第六十三号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第七 議案第六十四号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

第八 議案第六十五号 長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について

第九 議案第六十六号 長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更について

午前十時十二分開会

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十五年小値賀町議会第四回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、四番・浦 英明議員、五番・末永一朗議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

おはかりします。

日程第三、議案第六十号及び日程第四、議案第六十一号、専決処分事項の承認を求めることについては、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、日程第三、議案第六十号及び日程第四、議案第六十一号、専決処分事項の承認を求めることについてを一括議題とします。

局長に両議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 議案第六十号、議案第六十一号の提案理由の説明を求めます。 総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第六十号、議案第六十一号の専決処分事項の承認を求めることについて、ご説明いたします。

本議案は、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少についてと、組合市町村数の増加と増減に伴う規約の変更をするものでございまして、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成十五年十月十四日に専決いたしましたので、同法同条第三項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

長崎県市町村総合事務組合は、二市七十一町村、三十四の一部事務組合、二つの広域連合を構成団体とし、事務の共同処理をしているところでございます。

事務の内容といたしましては、退職手当・消防公務災害・非常勤職員公務災害・交通災害・公立学校医等公務災害・町村会館管理事業等の共同事務を行っております。

今回、市町村合併により、本組合から対馬六町と四組合、壱岐四町と一組合が平成十六年二月二十九日に脱退し、十六年三月一日から新たに対馬市・壱岐市として、加入することになりました。

長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少と、組合市町村数の増加と増減に伴う規約の変更につきましては、順次行なうこととなっており、新市で本組合に再加入する場合は、「旧団体で合併前日をもって一旦脱退し、合併の日から新市で再加入していただく」という手続きをとるようになっております。組合規約の変更をするときには、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づき、構成市町村の議会の議決を経て、総務大臣の許可を受けることになっております。

今回の本組合の規約変更につきましては、総務大臣への許可申請から許可までに時間を要すること、更に、議決書の取りまとめ等に事務処理の期日に余裕がないことから専決処分を行っております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第六十号、専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

これから、議案第六十一号、専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十一号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十一号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第五、議案第六十二号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案六十二号、専決処分事項の承認を求めることについてのご説明をいたします。

本議案は、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算(第二号)に係るものでございまして、九月議会提出の補正予算後に、衆議院議員総選挙が十月二十八日に告示され、十一月九日に執行されましたので、選挙執行経費の予算の補正が必要になりましたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成十五年十月十四日に専決いたしましたので、同法同条第三項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

第一表「歳入歳出予算補正」では、歳入歳出それぞれ四百五十七万円を追加し、補正後の総額を三十七億五千六百五十七万円に変更するものでございます。

それでは、説明書事項別明細書七頁より、ご説明いたします。  
歳入より、ご説明いたします。

十二款・県支出金、三項・委託金で四百五十七万円の増額でございますが、衆議院議員総選挙の投開票経費・選挙公報費・ポスター掲示・事務費等の選挙執行の委託金を計上しております。

次に歳出でございますが、二款・総務費、四項・選挙費、三目・衆議院議員選挙費を五百二十八万四千円予算計上しております。その内訳として、一節・報酬は、投開票所の管理者・立会人、不在者投票管理者・選挙管理委員会の委員等の報酬でございます。三節・職員手当等で、投開票の事務従事者の手当等を計上しております。七節・賃金は、ポスター掲示板の



設置と撤去の賃金でございます。八節・報償費で、投開票等事務謝礼を計上しております。九節・旅費は、選挙説明会・不在者投票説明会・投開票録の検収の旅費でございます。十一節・需用費で、選挙事務の消耗品費と開票時の弁当代を計上しております。十二節・役員費は、不在者投票の請求に係る郵送分の郵便料でございます。十四節・使用料及び賃借料で、繰上投票日の船舶借上料と選挙当日の投票所の借上料を計上しております。

十三款、一項、一目・予備費を七十一万四千円減額し、予備費総額を一千二百二十二万円としております。以上で、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算（第三号）に係る専決処分事項の報告を終わります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 次に歳出全般にわたり、ご質疑願います。

松永議員

六番（松永勇治） お尋ねでございますけれども、不在者投票の郵送と、直接の分の受理した分をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） ちよつと手元に資料がございますので、後でご報告いたします。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

しばらく休憩します。

—	—
再	休
開	憩
午	午
前	前
十	十
時	時
三	二
十	十
六	八
分	分
—	—

総務課長

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） 先ほどの松永議員の質問ですけど、不在者投票の中で、直接が四百二十五票、郵送が十八、合わせて四百四十三票です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十二号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十二号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第六、議案第六十三号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長  
総務課長（大黒泰三） 議案第六十三号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、平成十五年八月八日の人事院勧告どおり、改定を行なうものとし、閣議決定され、第五百五十七国会において成立しております。

本年の給与勧告は、平均年間給与が五年連続かつ過去最大の減少であり、月例給一・一％の減、期末・勤勉手当一・五％減の年収十六万三千円の減額となっております。

その内容は大きく四項目ありまして、一つ目に、官民給与の較差一・〇七％を是正するため、二年連続で月例給の引下げの改定が行なわれております。二つ目に、期末・勤勉手当を四・六五月分から四・四月分に〇・二五月分の引下げ、三つ目に、通勤手当の六ヶ月定期券等の価格による一括支給への変更、四つ目に、本年四月から、この条例改正の実施の日の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消するための、十二月の期末手当での調整でございます。

つきましては、本町職員においても、国家公務員に準じて給与等の改定を実施したく、ここに「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」をご提案いたしました。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

平成十五年度の改正を第一条、平成十六年度の改正を第二条として、二段階方式で改正するものでございます。

まず第一条でございますが、職員の給与に関する条例の十五年度の改正でございます。

第九条第三項の改正は、配偶者に係る扶養手当の支給月額一万四千円を一万三千五百円に引き下げるものでございます。第九条の第三項第二号の改正は、住居手当の支給対象の限定でございます。自宅に係る住居手当を新築・購入から五年間に限定し、同条第二項第二号で月額二千五百円に改定し、従来、所有する住宅に居住している職員で、世帯主である者に支給されていた月額千円の住居手当は廃止することになりました。

第十七条第二項の改正は、十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十から百分の百四十五に〇・二五月分を引下げるものでございます。

別表第一及び別表第二は、棒給月額の引下げによる給料表の改正でございます。

次に第二条でございますが、職員の給与に関する条例の十六年度からの改正分でございます。

第十条第二項の改正は、通勤手当を従来、一箇月定期券の額を基礎として手当額を決めておりましたが、六箇月定期券等の額による一括支給に改め、従来の二分の一加算措置を廃止し、最高限度額に対応する運賃等相当額五万五千円を全額支給

するものでございます。

十条第三項中に文言を加えて、三項の次に新たに三項を加えております。

第十七条第二項の改正は、十六年度以降の期末手当支給割合について、六月期の支給割合を百分の百五十五から百分の百四十に、十二月期の支給割合を百分の百四十五から百分の百六十に、それぞれ改正するものでございます。

附則第一項は、施行期日を定めております。

附則第二項は、給料月額等の切り替え等を定めております。

附則第三項は、異動者の号給等の調整でございます。

附則第四項は、号給等の基礎を定めております。

附則第五項は、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例を定めております。

附則第六項は、規則への委任でございます。

以上、改正案についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

**六番（松永勇治）** 一条の改正におきまして、今年十二月支給分を〇・二五ヶ月分引下げてですね、また来年の十二月支給分は、まあこの条例の改正によりますと、〇・一五上げて事実一〇%の引下げと、いうことになりましたが、今年二五%下げた、で、また〇・一〇上げるということはですね、何かそこに意味があるのかどうか……、

今年分の給料を四月に遡る、その調整のための、〇・一ヶ月分下げているのか、余計にですね、その分と、給与改正に引き直した本町の給料引下げ率と、給与全体の引下げ額をお尋ねいたします。

**議長（近藤一輝）** しばらく休憩します。

—	休憩	—
—	再開	—
午前	十一時	—
午前	四十七分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 先ほどの松永議員の質問に対してですけど、十六年度におきましては、民間のボーナス等の支給状況を参考に、六月及び十二月期における支給月を定めております。人勸に従いました。

それから二番目ですけど、給与の改定率ですけど、一・一％の引下げでございます。それから引下げ額ですけど、一般会計で全額で一千百三十万九千円減額になります。

以上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 一番目のちよつと、お答えが私にピンとこなかったんですけれども…、

簡単に申し上げますと、今年〇・二五ヶ月分下げてですね、来年また〇・一五ヶ月分上げるといふ、その〇・一ヶ月分ですね、あれが今、民間給与ちゆうことでございますけれども、来年は民間給与が善くなるんじやなかろうかというようにことで上げているのか、それとも今年の給与、あるところによると、四月に遡って今度の改正分ですね、行政職給料表ですか、別表による施行をするというところもあるし、そういうふうなことをあれしての、特例措置としての〇・二五ヶ月分を下げるのかちゆうことを聞いておるわけでございますけれども、来年を見込んで、来年は民間給与が善くなるだろうか、そんなら〇・一五ヶ月分上げるんだちゆうな、今のはそういうなお答えですかね、よく私も分からなかったんですが…。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

本年度で〇・二五ヶ月分を引下げております。それで、十六年度で〇・一五ヶ月を上げた状態になっております。それで、これはまた来年になりましたら、また変わる可能性もございます。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 —

— 再開 —

議長（近藤一輝） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 毎年、給与を人事院勧告によって下がっていくわけなんです。ラスパイレス当りが百越えた町村もあるし、うちみたいに県下でも尻から二・三番目っていうような自治体もあるわけです。

全て、例えばラスパイレスが九五%以上の所は下げると、それ以外の所はそのままでもいいつちいうようなことはないんですか、押しなべて全てがそういうことですか…、

私はどうも納得のいかんとですよ、高い所も安い所も一律に下げろっていう、この人事院勧告ですよ、だから毎年毎年、こういうことを弄っておると、いうようなことが私はさっぱり解からなくてすつたい、

だから、その辺はどうなってるんですか。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩	午前	十一時	八分	—
— 再開	午前	十一時	十一分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 従来、ラスパイレスが各町村違っておられます。うちの場合は、特昇関係を有効に使って、財政的な面で使っておられません。他所の町村に関してはそういう面でラスが結構上がっております。

しかしながら、給与の改定につきましては、人事院勧告どおりの形でもってきておりますので、それは変わらないと思っております。下げることについては、他の町村とも変わっております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） あのー、「思います」じゃなくしてね、全国の市町村が全て今の率で、今のまんまで「やれ」って言われているのか、或いはラスパイレス指数がどの位な所までは「下げろ」と言われているのか、そこがどうなのか、そこは聞きよるわけですか、

そういうことであればね、人事院の方が無茶ですよ、多い所もあれば少ない（所もある）、だから、そういう疑問があったはずですから、そうあった時にはやっぱり人事院に問い合わせたり何だりする必要があるんじゃないかと、だから行革とは全く別な話ですよ、こんなとは…。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 今回の人事院勧告につきましては、そういうラスが低い分については「どうこう」という支持はありませんけど、まあ小値賀町としては、人勧どおりの形で給与改定を行っております。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） いやあ、だからですね、人事院勧告では「上げろ」と言われた時には上げた自治体が多くあったわけですね、で、うちはそんなに上げなかったと、ちいうことは、人事院勧告を無視したちゅうことでもなかですけど、上げ幅を小さくしたとか、上げなかったとかいうことが過去にあったわけですよ、

だから、将来、山田町長が行革・財政改革云々と言って給与を下げる時期も来るだろうし、大幅にね、その時に人事院が言われたとおりにボンボン下げて行っていくのか、ボンボンでもなかですけど、下げていいのかちいうことです。

だから、うちは低いから改正しませんよと、従来どおりやって行きますと、で、必要であれば、その時点で大幅に削減しようよと、こうなると、後で段々段々行くと、何のための職員給の引下げだったかという問題が起きてくるわけですよ、上げ数が少のうなってくる、私は人事院勧告で言われたとおりに従うべきではないと、職員のやる気がなかですよ、無くなつてきますよ、毎年毎年…、今、五年位下がりつ放しでしょ…、

私はそういうふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 黒崎議員さんの職員に対する思いやりは十二分に解かっておりますが、一応、人事院のとおりによらしていただきたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十三号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十三号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六十四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第六十四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

診療所医師の給与につきましても、一般職職員の給与改正に併せて、人事院勧告に基づき、別表のとおり改正したいというものでございます。

附則第一項は、施行期日を定めております。

よろしくご審議の上、ご承認賜ります、ようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。



質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十四号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第八、議案第六十五号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第九、議案第六十六号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、日程第八、議案第六十五号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第九、議案第六十六号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更についてを一括議題とします。

局長に両議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

**議長（近藤一輝）** 議案第六十五号、議案第六十六号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

**総務課長（大黒泰三）** 議案第六十五号、議案第六十六号について、ご説明いたします。

このたび、「厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町」の六町と「郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町」の四町が町村合併により、新たに「対馬市」、「老岐市」として、平成十六年三月一日をもって市制施行を行なうことになっております。

長崎県町村議会議員公務災害補償等組合は、町村合併等により、市制へ移行する団体においては、引き続き加入できるよう、組合の名称及び規約を変更する必要があります。

なお、新市で本組合へ再加入される場合は、「旧団体で合併の前日をもって一旦脱退し、合併の日から新市で再加入する」という手続きが必要となり、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、構成町村の議会の議決を経て、県知事の許可を受けることとなりますので、議案第六十五号で、町村議会議員公務災害補償等組合を組織する団体の減少についてと、議案第六十六号で団体の増加と増減に伴う規約の変更についてを、ご提案申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第六十五号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十五号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十五号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第六十六号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六十六号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織

する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六十六号、長崎県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十五年小値賀町議会第四回臨時会を閉会します。

― 午前 十一時 二十六分 閉会 ―